

議事日程(第4号)

令和元年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第70号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第71号 高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第72号 高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第73号 財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案第74号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第75号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第76号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第77号 高鍋町附属機関設置条例の制定について
- 日程第9 議案第78号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第79号 高鍋町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第80号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第12 議案第81号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第13 議案第82号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第83号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第15 議案第84号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第16 議案第85号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第86号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第87号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第88号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第70号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第71号 高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

- 日程第3 議案第72号 高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第73号 財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案第74号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第75号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第76号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第77号 高鍋町附属機関設置条例の制定について
- 日程第9 議案第78号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第79号 高鍋町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第80号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第12 議案第81号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第13 議案第82号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第83号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第15 議案第84号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第85号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第86号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第87号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第88号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）

---

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君  
議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 児玉 洋一君  
教育長 …………… 川上 浩君 代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君  
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 河野 辰己君  
財政経営課長 …………… 徳永 恵子君 建設管理課長 …………… 恵利 弘一君  
農業政策課長 …………… 横山 英二君 農業委員会事務局長 …… 飯干 雄司君  
地域政策課長 …………… 渡部 忠士君  
会計管理者兼会計課長 …………… 鳥井 和昭君  
町民生活課長 …………… 山下 美穂君 健康保険課長 …………… 宮越 信義君  
福祉課長 …………… 中里 祐二君 税務課長 …………… 杉 英樹君  
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君 教育総務課長 …………… 野中 康弘君  
社会教育課長 …………… 稲井 義人君

---

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第70号

日程第2. 議案第71号

日程第3. 議案第72号

日程第4. 議案第73号

日程第5. 議案第74号

日程第6. 議案第75号

日程第7. 議案第76号

日程第8. 議案第77号

日程第9. 議案第78号

日程第10. 議案第79号

日程第11. 議案第80号

日程第12. 議案第81号

日程第13. 議案第82号

日程第14. 議案第83号

日程第15. 議案第84号

日程第16. 議案第85号

日程第17. 議案第86号

日程第18. 議案第87号

日程第19. 議案第88号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第70号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定についてから日程第19、議案第88号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上19件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第70号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者指定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 指定管理者として決められた一番の要因は何でしょうか。あの施設は現在、利用者が少ない状況ですが、今後の展開としてどのようなアプローチがあったのか、お伺いしたいと思います。

現在、施設管理者としてシルバー人材派遣がなされておりますけれども、指定管理制度への移行についての議論はどうであったのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課関係部分についてお答えをさせていただきます。

まず、指定管理者として指定することとした要因についてでございますが、施設の設置目的に沿った管理運営がなされることはもとより、これまでの障がい者の皆様へのサービス提供等の実績から、この施設がさらに障がい者や高齢者の皆様と地域の方々との交流の場として活用されることが期待できることから、今回、指定管理者として指定することが適当であると判断したことによるものでございます。

続きまして、今後の展開に対する指定管理候補者の考えについてでございますが、施設の認知度をより高めるため、ホームページを活用したイベントや講習会の案内、法人情報の発信、ポスティングなどを積極的に行ってまいりたいとのことでございました。また、今回の指定管理候補者は同施設において児童発達支援事業を行っていることから、その利用者と一般の利用者を初め、障がい者や高齢者の皆様などさまざまな立場にある方々の交流の核となる施設として機能するために必要な事業を展開し、あわせて利用者の求める多様な活動に適切に対応することにより、施設の目的を達成してまいりたいと伺ったところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課関係部分について答弁をさせていただきます。

指定管理者制度の意向についてのシルバー人材センターとの議論でございますが、シルバー人材センターとは、現在、管理業務について単年度契約で委託をしているところでございます。

今回の指定管理者制度の意向につきましては、シルバー人材センター及び管理人に対し

まして、まず制度の導入に向けて準備をしていること、導入した場合には来年度以降の契約はないということをお伝えしております。特段そのことに対する異論等は受けていないというところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど、認知度を上げたいということのアプローチがあったようなんですけども、高齢者多世代交流拠点というのは非常に認知度が低いと思うんですね。また、逆に言えば、もと舞鶴荘跡といったほうがもっと認知度が逆にあるのかなと思わないでもないわけですよ。そういうことから考えると、一番認知度を上げて使ってほしい方は、地区の方がまず第1番目、もう一つは、あそこまで行くにはやっぱり交通手段がかなり確保されないといけないという状況もありますので、下にあります、例えばこの地域ですね、黒谷とかそういう松本地域を含めて、この地区の皆さんがどういった形でやっぱりそれを利用していただけるのか、そういうことも含めて、全地区から集めても確かにコンパクトシティですので、集められるとは思いますが、なかなかあそこまで行くには交通手段がないという状況がありまして、まして高齢者の皆さんがあのスロープを上がっていくというのは、非常に運転技術が必要になってくる、狭いですので、かなり必要になってくるということもあると思うんですね。

だから、どうやって認知度を上げるのはいいいんですけど、そこを利用する人たち、今高校生の、農業高校生があそこを利用していただいているということで私たちも見にいきましたけれども、私とってもいいことだと思うんですね。

だから、そういうことも含めて、例えば農業高校の学校と提携していったりとか、いろんなことをしていきながら、やっぱり認知度を上げていくということも必要ではないかなというふうに思うんですが、そういった、今利用されている農業高校との関連を含めて、認知度を上げて、あそこまで行く手段、交通手段というのはどういうふうに考えておられるのか、それは今度、指定管理者となられた方が考えることであって、高鍋町が考えることではないというふうに思われているのか、そこをちょっと知りたいなと思うんです。

そうでないと、せっかく指定管理者としたとしても、あそこを利用される方が少ない状況があれば、やはり認知度が上がっても利用する人が少ないという状況になれば、非常に指定管理者としての指定を受けたとしても、運営が大変厳しくなるんじゃないかなというふうに、私は思うんですね。

そういうことをどういうふうに考えておられるのか、その辺の話し合いは、今度指定管理者となられた方とは十分お話をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） まず、現在のセンターの利用状況でございますが、おっしゃったように、主に社交ダンス、あと健康体操、バンド練習、パソコン教室等で利用されております。先ほども出ました農業高校の野球部等の利用によりまして、近年、利用者

数もふえているところでございます。

そういったことから、一応収入としてどの程度見込めるのかというところも、今回募集に当たりましたは提示をしております、そういったものに応じた形の今回応募がされております。

具体的な今後の利用者をふやすための方策でありますとか、そういった部分については今後、今回提案をされておりますけれども、そういったところも含めて、今後引継等をやっていく中で、どのようにやっていくかということについては、また詳細に詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ぜひ指定管理者だけに任せず、やはりそのところのアプローチをしっかりとフォローしていくということも一つ大事ではないかなということが一つなんです。もう一つ、私たちがやはりあの施設を見にいって感じたことは、あそこにはマットがあるんですよ。いざというときに、総合体育館の上でもありますし、まず災害が遭ったときの避難場所として、ここは非常に有効な活用ができるなというふうに思ったところなんです。

だから、そういうことも含めて、指定管理者とお話し合いをしていただきながら、やはりあそこをマットを使って、マットがありますので、そこを使って避難場所としてするには、じゃあどうするのか、どうしたらいいのかということもしっかりと話し合いを、これからはしていただけるような状況というのはできないものかというふうに思っているんです。

そうであれば、やはりあそこを避難場所として、一たん、やっぱりそういうちょっと体の悪い人、部屋が分かれていますので、体の悪い人とかいろんな状況がありますので、そこに避難ができるという状況ができれば、非常に住民の皆さんにも安心できる施設となるんじゃないかなというふうに、私は思うんです。

そこをやはり今度新たに指定管理者となられる方も十分話し合いをして、災害時にもしっかり対応できるような状況を何とかつくっていただけないかということも、今度お受けしていただくのであれば、そこも活用をしていただけるような状況というのを、話し合いの中でしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 以前、多世代交流センターにつきましては、福祉避難所としての位置づけを一時期検討したこともあります。しかしながら、あそこがやっぱり昨年の台風24号で黒谷坂が一時通行どめになったことということもありまして、果たしてそこが福祉避難所的な位置づけとしてということも検討はしておりますので、議員おっしゃるような形の中で、今後話し合いを進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第71号高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号高鍋町総合交流ターミナル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 第3回臨時会において、総合交流ターミナルへのレジオネラ対策としての施設整備が予算計上されましたが、今回の基金については使用されませんでした。その理由は何だったのか、お伺いします。

基金には目的別と一般的に使える基金に分かれておりますけれども、その理由は何なのか説明をしていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） まず、第3回の臨時会におきまして御承認いただきましたレジオネラ属菌対策の一環で行います温泉の配管改修工事につきましては、議員の申されるとおり、本来であれば、この交流ターミナル施設の整備基金を財源として行うべきものであったんですけども、こちらの基金につきましては、年度当初より老朽化しております総合交流ターミナル施設の修繕を行うための財源として使用することを決めておりました。

ターミナル施設整備基金の総額が約2,400万円に対しまして、本年度の修繕予算は12月に今回補正で上げている分を含めまして約2,300万円とほぼこの基金を使い切ってしまう状況となっております。

このようなこともございまして、財政経営課とも協議を重ねた結果、公共施設等整備基金を財源として今回の工事を実施することになった次第でございます。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課関係の部分について、基金には目的別と一般的に使える基金があるがということについてお答えをさせていただきます。

基金につきましては、地方自治法第241条に規定をされておりますとおり、条例の定めるところにより、特定の目的のために設置し、その目的に沿ったものでなければ処分をすることができないと規定をされております。したがって、本町の基金につきましても、特定の目的のために資金を積み立て、その目的に沿って処分をしているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第73号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 3点ほどあります。無償譲渡するのはいいんですけども、その後、運営に関しての方向性が違うとか、せっかく温泉として農業者、町民の憩いの場としての役割についてはどのような契約条項となっているのか、現在の事業継続というのは約束で5年間は保障されていると思うんですけども、その後がどうなるのかちょっと気になりましたので質疑をしました。

例えば、温泉の無料配布券についてはどうなるのか。温泉施設内にある農業者納入についてはどうなるのか、そのような詰め段階は過ぎてきているのか、わからないままでの譲渡については、ある程度、無責任じゃないかなというふうに考えましたので、その詰めを既に行っているのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） まず、農業政策課関係という部分についてお答えさせていただきます。

まず、契約条項についてでございますけれども、建物無償譲渡仮契約書には、建物の用途指定を明記しております。これによりまして、温泉の運営を引き続き行っていくことを初め、そのほかに地域の活性化、住民同士の交流、住民の健康、リフレッシュ及び福祉の増進のために施設を使用することとしております。このことによりまして、引き続き、今まで同様の事業を行っていけるものと考えているところでございます。

また、正式に譲渡することが決定いたしましたら、町が関係する事業につきまして随時協議を行っていくということにしております。

また、町内の生産者が農産物を搬入することについてでございますけれども、このことにつきましては、譲渡の募集要項のほうにも記載しておりまして、施設を活用した農産物や食材等の販売や消費拡大、交流人口の増加、及び地域住民の健康増進を行うことを譲渡の条件としております。

また、申請前の説明会におきましても、このことは説明させていただいておりますので、承知いただいているものと判断しているところでございます。

詳細につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後、生産者などへの意向確認も含めまして協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課関係分につきましてお答えいたします。

めいりんの温泉の無料保養券についてでございますが、こちらにつきましては継続してまいりたいというふうに考えておりますけれども、取り扱い等の詳細につきましては、今回の財産の無償譲渡の手続後に譲渡先との協議を行ってまいりたいというふうに考えてお

ります。そのため、現時点では詳細については決まっていないということになります。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 再度、確認だけさせていただきたいと思います。

先ほど、農業政策課長が答弁をされたことについてですね、それはちゃんと契約書に明記されるのか、それとも口頭のみ契約となるのか、そこだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 契約書のほうにも盛り込んだ内容となっております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第74号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 法とあるのは何を指しているのか、また説明をしていただきたいと思います。

第24条の権衡とはこの場合、どういう意味なのか、説明を求めたいと思います。権衡職員という定義であれば、単身赴任者の手当などがあるようではすけれども、これは単に会計年度、職員との比較となる仕事の内容と、私は思っているんですが、違うという意味なのか、お伺いしたいと思います。

これが、地公法、地方公務員法第16条とすれば、欠格事項というのがありますが、削除ということは関係なく受験できることになるという解釈でいいのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 3点について答弁をいたします。

まず1点目についてであります。本条例中、法とありますのは、地方公務員法のことでございます。地方公務員法第22条の2につきましては、会計年度任用職員についての定義等が記されているところでございます。

2点目でございますが、権衡ということでございますが、ここで言う権衡とは、つり合い、バランスという意味でありまして、現在、働き方改革の中で同一労働、同一賃金がうたわれておりますが、正規職員と非常勤職員を区別することなく、バランスのとれた給与体系や勤務条件を考慮するものでございます。

3点目でございますが、少し条文の説明も含めたいと思います。地方公務員法第16条は、欠格条項に該当するものにつきましては、条例で特例を定めた場合を除いては、職員になることができず、競争試験、または選考を受けることもできないことを定めている条項でございます。

すなわち、これを削るということについては、議員のおっしゃるとおり、受験が可能と

なるものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど、第24条の権衡ということの意味が、これは会計年度任用職員との差を、差というか、違いを明らかにするということに使われているというような内容でよかったですかね。それでは、仕事の内容が違うのかどうか、そのところをちょっと明確にさせていただけたらと思うんですね。

それから、この地公法第16条が今まで連綿として続いてきた一番大きな理由というのがあると思うんですけれども、それを述べていただけたらありがたいと思います。そうでないと、やはり、これが削除ということになると、簡単に、やはり私たちは、今まではこの場で言うべき言葉なのかどうか、私にはちょっとわかりませんが、以前はこの第16条については、禁治産者、準禁治産者という言葉が使われておりました。これは、家庭裁判所のほうに申し出をして、例えば、認知症などを含めた形で、自分で判断する能力がないということを社会的に認められた人々という意味だったと思うんですけれども、それについて、削除することについては、非常に職員も受験することができるということになれば、今さまざまな症状を持っている障がい者の皆さんが数多く存在している状況です。その中で、やはりパニックを起こしたりとか、いろんなことのあるような状況というのが、薬を飲まなければしっかりと自己管理ができない、そういった皆さんの人たちも雇う方向になると、私は思うんですね。

それは、例えば、障がい者を差別しないという意味では、私はすごいいいことだとは思いますが、半面、そのことによって、職務について衰退する、要するに停滞するという状況が生まれてくる可能性があるとしたら、住民に対してどうなのか、住民への奉仕としてしっかりとした公務員は全体の奉仕者としての決められている条項というのがあります、やっぱり住民の皆さんに理解をしていただけるという範囲が確保できるのかどうか。そういうことも踏まえて、しっかりと、これは国が上位法で決めておりますので、高鍋町がこの条項をどうこうするわけにはいかないという部分も、私確かにわかって、理解しているつもりです。しかし、そのことについて、十分な議論がこの間、なされてきたのかどうかということが、大変私は気になっておりますので、そのことについてはどのようなお考えをお持ちなのか、伺いたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 先ほど、権衡のところでは答弁をいたしましたように、今回の改正につきましては、働き方改革の中で同一労働、同一賃金がうたわれておまして、正規職員と非常勤職員を区別することなく、バランスのとれた給与体系、勤務条件を考慮するようにという形での改正であります。

2点目の、地公法第16条の関係でございますが、これにつきましては、成年被後見人との権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関するという、非常

にちょっと長い法律の改正がございまして、成年被後見人等を資格職種業務等から一律に排除する規定、いわゆる欠格条項ですね。これを設けている制度については、自主的な、個別的審査を行いながら、個別審査規定と適正に所要の改正の手続を整備しなさいというのが、今回の改正の内容でありますので、成年被後見人等の人権に対する配慮を行うための措置というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

これにつきましては、地公法で定めておられるので、上位法が定めておった関係でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時24分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 中村議員の今、言われた質疑に対する答弁をいたしますが、地公法の規定、今回の規定の改正については、ちょっと読み上げますが、地方公共団体の一般公務に対する住民の信頼も損なわれる恐れがあるため、係るものを公務の執行から排除することにより、公務に対する住民の信頼を確保することを目的としているものであるという形で規定がされているようであります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第75号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありますか。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 何点か質疑させていただきます。この案件につきましては、これまで当然職員団体もそうですけれども、県とか市町村、その他各団体等との協議、打ち合わせ調査、これを踏まえられた上でこの制度の導入ということなんでしょうけれども、その制度導入、詳細の決定について、最も重要な検討事項として判断されて、その決定において最後まで判断が難しかった内容、項目というものは、一体どういう点なのでしょう。

それから、何度も伺いましたけれども、制度導入後のパートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員の労働条件の大きな相違、これはどこにあるのか。

それと、その導入前と比較して、そのパートとフルの職員数の変化というのはどういうふうになるのか、お尋ねいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） このたびの制度改正につきましては、臨時職員制度を抜本的に見直す大規模なものでありまして、導入に当たりましては、例規の制定、改廃を初め、全般的に大変な労力と時間を要したものでございます。

特に会計年度任用職員の給与や勤務時間等の勤務条件につきましては、人材の確保と財政負担という双方の観点から、今後、採用募集に当たっての競合するであろう近隣市町村の給与の設定状況の動向を見ながら、一方では、現在配置されております臨時職員の今後の配置や勤務時間の見直しを行うなど、各担当課等々の調整を行いながら、勤務条件の設定に努めてきたところでございます。

2点目でございますが、大きな違いは勤務時間数の違いでございます。フルタイムは常勤の一般正規職員と同じ勤務日、勤務時間数となり、パートタイムはそれに満たない勤務日、勤務時間数の職員全てが該当をいたします。また、フルタイム会計年度任用職員につきましては退職手当が支給されることとなります。

3点目でございますが、現在、フルタイムの臨時職員が約60名程度おりますが、施行後は全ての職員をパートタイムとする予定でございます。年間を通して正規職員の勤務日、勤務時間より1日1時間でも短い場合は、パートタイムとして分類されることとなります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 今、答弁にもありましたけれども、この制度の導入の目的の、使用の目的の一つが、昨年12月にも答弁にありましたけれども、臨時非常勤職員の適切な運用を確保し、手当等の労働条件の改善を図るといふことだと理解しております。

制度内容の詳細な部分については、今後委員会の中で詳細を十分説明されると思いますけれども、確かに、今回提案された条例から読み取る限りは、会計年度任用職員としての臨時非常勤の職員の部分の労働条件の改善ということに関しては、一定の評価ができるもんだというふうに判断をしております。

ただ、ちょっと気になるのが、今おっしゃいました、会計年度任用職員は全てパートでの採用となるということでしたけれども、これまでフルで勤務する臨時非常勤の職員を採用していた職場があるわけですから、その勤務時間が短くなるという点で、以前の答弁にあった制度導入による町民へのサービス向上につながることは、これについては少なくともある程度、低下は否めないのではないかというふうに考えます。

また、それをカバーすることは一般職員の窓口等での対応というふうなものは、どうすべきというふうに考えておられるのか。

それと1点目で質疑し忘れたんですけれども、この制度導入によって、相当の財政負担が発生するというふうに思われます。その財政上の理由をもって、今後、正職員の採用を抑えてしまうというような影響が出ないように願うばかりですけれども、その点はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） このたびの地方自治法改正は同一労働、同一賃金という原則のもと、臨時職員の処遇改善がされる一方で、今後は正規職員と同様の職責も求めることになるものでございます。

業務の精査、分析を行いまして、繁忙時間帯、繁忙曜日等の勤務を優先するなどの調整を行いながら、正規職員、会計年度任用職員の区別なく住民サービスの低下につながらないように努めてまいりたいというように考えているところでございます。

それともう一点であります、本町の財政状況等に鑑みながら、正規職員、会計年度任用職員を併用しながら、必要最小限の人員で最大の住民サービスが提供できるよう、人材育成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私もちよっと3点について聞いて、あとはまた2回目、3回目で聞いていきたいなと思います。

今、1番議員の田中議員の質疑に対して、フルタイムは雇わないということをおっしゃったけれども、それについては、詳しくは2回目でしたいと思います。高鍋町は専門職、アシスタントとの区別ではなく、フルタイム、パートタイムだけの規定を行っていますが、フルタイムであってもパートタイムでも仕事の内容について専門的な業務とはならないのか。

例えば、今までは人事が全ての一般事務に関しての案内を行い、仕事の内容は配置が決まり、その場で仕事を覚えていくということではなかったかと考えますが、今までとどこが違うのか、処遇の問題については、フルタイム、パートタイムでの処遇となるのでしょうか、働く側の都合もあるでしょうし、仕事の内容から見て、住民から見て、この人はフルタイム、パートタイムであるとの認識ではなく、その課に配属された公務員としてしか見ていないと思うんですね。今後、住民への周知はどのように図っていかれるのか、お伺いしたいと思います。

職員は、一定の期間で移動を行います。フルタイム、パートタイムの方には移動はないのか、確認をしておきます。まず、私は1年ごとにパートタイムの条件的に多分雇っていかれるのではないかなというふうに推測をしているんですけれども、ただ単に処遇の問題だけなのか、また長く同じ部署で働くことにより、専門的な知識を有することも出てきて、職員との権衡もなくなる可能性も出てくるのではないかと、私は心配しておりますけれども、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 3点についてお答えをいたします。

まず1点目でございますが、現在のフルタイム職員の勤務時間を変更いたしまして、先ほどお答えいたしましたとおり、全職種、パートタイムでの任用に変更をいたします。会

計年度任用職員の募集や配置の決定等につきましては、今までと同じでございます。

2点目でございますが、現在も名札に臨時非常勤職員である旨を表示しておりますが、会計年度任用職員におきましても同様に表示する予定でございます。

同一労働、同一賃金という原則のもと、処遇が改善される一方で、職責も重くなりますので、正規職員、非常勤職員の区別なく、今後もより一層、住民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目でございますが、会計年度任用職員につきましては、任期が1年以内となっておりますので、原則移動はございません。翌会計年度に、同じ部署での再度の任用、または別の部署で新たに任用することはございますので、経験を重ね、専門的意識の向上にあわせて、処遇に見合った職責を果たしてもらいたいというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、最後に答弁のあったことはちょっと違うと思うんですね。

1番議員も言われましたけれども、やはり、私たちは住民の側から見て職員のあり方がどうなのかということを判断していくことが肝要ではないかなというふうに思うんですね。今までフルタイムで働いていた人がパートタイムとなり、その処遇が確かによくなるって1年ごとにやはり切りかえていかなければならないということになると、非常に不安定な状況というのが出てくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そうなってくると、確かにフルタイムで働く人には、それなりの、退職金も含めて、職員と同じような形で支給されるということはあるけれども、ほかのパートタイムである以上、もうパートタイムとしての処遇しかできないということになってくると、働く側からも、こんなだったらもうやめてもいいなということにひよっとしたらなる可能性がないとは言えないと思うんですね。

そうなってくると、人材の確保が非常に厳しい状況が出てくるのではないかと、そしてまた、できる、そういうパートタイムの職員をフルタイムで今までやってこられた、そしてパートタイムでやってこられた職員の技術、そういう力というのを逃がしていく可能性が出てくるのではないかと、思うんですね。

今までやはり住民の皆さんに本当に喜んでいただいたような窓口対応を含めて、そういう対応がしっかりとできなくなってくるとということになると、私たちはこの会計年度任用制度というものの、そのものに対して疑問を呈していく必要があるんじゃないかなと。

ただ単に、そういうこのパートタイムとしていくことによって、人件費を抑えたいという、多分そういう気持ちからパートタイムというふうに決めていかれたんじゃないかなというふうに、私は思うんですね。そのことから関係して、やっぱりほかの自治体を私も調べてみました。もう条例が出ているところですね。だから、ほかの自治体で、例えば、まちなかに大きな自治体の中には、やはり職員がきちんと確保できないという状況がある中

で、やはりフルタイムの職員、それとプラスアルファして専門職という形できちんとその人の能力を高く評価して、専門職という部分を設けて採用する制度というのを条例化している状況なんですね。

そうすると、私たちはただ単にパートタイムというふうにしてしまうと、非常に人材を逃がしてしまう恐れがあるんじゃないかなと思うんですが、そのことについてはどのようにお話し合いがされ、条例化されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 少し具体的な勤務時間等の説明が不足しておりましたので、説明を申し上げたいと思いますが、現在、嘱託員等の中には、8時25分から5時10分までの職員と全く同じ勤務時間で働いているフルタイム職員、それと9時4時のいわゆる28時間、週29時間以内の4分の3の職員のパートタイムが存在しております。

会計年度任用職員が採用されますと、このフルタイム、いわゆる職員と同じ8時25分から5時10分の勤務ではなくて、午前9時から午後5時、9時5時の勤務になります。週35時間の勤務という位置づけのパートタイムの職員という形と、もう一つは、従来どおりの28時間勤務のパート職員という類別をすることとなります。

おっしゃるように、先ほど説明を申し上げましたとおり、地方公務員法が今回の制度導入によって適用されることとなりますので、正規職員と同じ形の勤務サービス規定となりますので、当然職員の資質向上に向けた職員研修でありますとか、そういったことも引き続きこの中で行っていきたいというふうに考えております。

専門職につきましては、一般事務職よりか格付につきましては、少し高い、いわゆる2級、1級、2級という形で給料表が定めておりますが、専門職を確保するために処遇の改善を図りまして、2級の上位のほうで格付を行う予定としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私が心配しているのは、パートタイムで1年ごとの採用ということになってくると、また1年ごとに違う職場になったりしはしないかと、非常に心配しているわけですよね。仕事を覚えたと思ったら違う部署、また違う部署というふうになってくると、本人もきついだらうけど、窓口とか対応する職員で、臨時職員であっても、そういうパートタイムの職員であっても、非常に厳しい状況が出てくるんじゃないかなと思うんですね。

特に1階の、やはり町民生活課を含めて1階にある職員というのは、ある程度の専門的な知識を持っていくというのが、非常に住民の皆さんからパート職員であろうが一般職であろうが、望まれているわけですよね。違う答えが返ってくるなんていうことは予想していないわけですよね。同じ答えが正規の職員であってもパート職員であっても、住民から見れば同じ職員という形から見れば、同じ、やはり知識を持ったレベルの高い、先ほど言われましたでしょう、同一労働、同一賃金ということから考えてみれば、やはり同じこと

を期待していくわけですよ。住民から見れば新人であろうが、もう年を重ねた職員であろうが同じなんですよ、住民から見れば。

こちらが要求したことに対して、きちんと答えて、そして納得のいく回答が得られるような状況というのは、どの職員でもつくっていくというのが基本だと思うんですね。でもそれがパートタイムの職員が1年ごとの採用になって、別の部署に移っちゃったら、非常に厳しい状況が出てくるんじゃないかなと思うんですね。

だから、正規の職員であれば、ある程度、庁舎内で移動ですけれども、ある程度、わかりますよね、ずっと仕事をしているんだから。ある程度、だから仕事の内容が把握できる。でもパートタイムの職員にはそれすらもできないという状況が出てくると、非常に新しいところに行って、わからなくて、結局、住民の人から、何だよっていうふうな感じになってくると、それは高鍋町にとってもまずいことだと思うし、その職員にとっても非常に厳しい状況だろうと思うんですね。

そうやって人材を逃してしまうということも、ひょっとしたら出てくるんじゃないかということ、私危惧しているわけです。そうならないような対策というのをどういうふうに立ててきているのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 会計年度任用職員の配置につきましては、議員が言われたように、毎年他の部署に異動するようなことは考えてはおりません。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第76号一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） この案件ですけれども、法の改正に伴っての必要な条例制定変更として、ほかの条例とあわせて一括して議案提案、説明理由をされたうちの一つですので、その内容だけで少々内容理由がちょっとうまくのみ込めなかったものですから、ちょっと伺っておきますけれども、この条例を制定する趣旨、なぜこの時期にこういう条例を制定する必要があるのかという部分を少し詳細にお話示していただければと思います。

それと、この制度が適用されるとしたらどのような場合があると考えておられるのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 今回の会計年度任用職員制度を柱とした地方自治法の改正につきましては、今まで曖昧であった臨時職員の任用根拠を明確にするためのものごさいます。本条例につきましては、その任用形態の一つである任期付職員の詳細を定めるために今般制定をするものごさいます。

現在のところ、任期付職員の採用は予定しておりません。本任期付職員を任用する場合におきましては、高度の専門的な知識、経験や識見を必要とする業務に従事させる場合で、職員の育成に時間を要する等の理由により、従事させる適任の者がいない場合に5年を超えない範囲内で任期を定め、採用するものでございます。

また、業務が一定の期間に終了することが見込まれる場合や、一定の期間内に業務量の増加が見込まれる場合で公務の能率的運営を確保する必要がある場合に3年を超えない範囲で任期を定めて採用するものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 大体わかったんですけど、今の説明で。第2条の高度な専門的な知識、経験、または優れた知識、経験、または識見を有する者うんぬんとありますけれども、どこがどう思って判断していくのか、また人事権を有する町長はどこでの判断としていくのか、お伺いしたいと思います。

一定の期間内で終了すること、先ほどの答弁で5年を超えないとか3年を超えないということにありましたけれども、具体的な日数及び期間があるのか、そうでないと1年なのか2年なのかと気をもみますし、どのような成果があったらいいのか、整理できていないと思うんですね。

なぜなら、企業では、余り時間と費用をかけずに成果を出すというのは主流のようなんです。しかし、自治体の仕事は、この時間でこの成果を求めるには、ちょっと不似合いなというか、仕事であると考えますので、公務員の仕事の内容からすると、この任期付職員の採用に関するということについては、非常に難しいと考えますが、多分、これは条例をつくったというだけなのか、そこを伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。本条例の上位法であります法律が、実は平成14年に制定されておきまして、平成16年にも一部改正、短時間勤務の任期付採用職員を導入するような制度が、法律的な改正があったというのが、今までの経緯でございます。

当町におきましては、こういった職員が存在することはないということで、条例を制定していなかったわけですが、全国的にはといいますか、もう御承知のとおり、地方自治体の行政運営が非常に高度化・専門化するというような状況でありまして、今回、制度改正に伴いまして、合わせて条例の制定を行うものであります。

先ほど言われたように、高度な識見とはどういうことかということでありまして、ちょっと例を1例、2例出しますと、隣の川南町が、以前、任期付採用職員の条例を活用しまして、ヤフーオークションで高名な方、堀さんって、東京都の職員がいらっしやったんですけど、この方を任期付採用職員の条例に基づいて採用されていたというふうに聞いております。そのおかげでといいますか、非常に収納率に貢献をしたというふうに聞いておるところであります。

それと、一定の期間内に業務が、増加が見込まれるといったことに関しましては、一つの例として挙げられるのは、例えば、保育園の民営化等がもう既に決まって、職員を採用する必要がないのに職員が欠員状態という場合に、この任期付採用の条例を、本条例に基づいて保育士を確保して、一定の期間保育業務に当らせて、その後に民営化に移すとかいった例が、全国的に見ますと活用例として定められているようでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、答弁があつて、私ふつと思ったんですけど、例えば、ふるさと納税で、個人名は申しませんが、企業の代表に6%支払っていますよね。これを考えたときには、やはりすぐれた知識、経験または識見を有する者という形で、3年なり5年なりという、5年を超えないという程度で、雇いどめでもないんですけども、雇って、高鍋町のふるさと納税をしっかりと位置づけていくとかいうこともできるということで、そういう考え方でよろしいんですか。

だから、先ほど私がちょっと答弁、なぜ聞いたのかというのは、すぐれた知識、経験または識見を有する者、そして、その成果はどういうふうにするのかということが、確かに保育所の問題はわかりやすいです。保育所の問題はわかりやすいです、民営化することが決まっているんだから、その間の何年間かは、こういう専門的な知識を有する者というふうな形で雇うということについては、私も理解はできるんです。

しかし、やはりこれをなぜ今ごろになって、これ昔出た、昔っていうわけではないんですけど、出たことをほかのところで、何か目的があるから制定するんじゃないかなというふうに思うのは違いますか。今まで制定していなかったのに、制定していくというのは、何か考えがあつて制定するんじゃないかなというふうに、こっちは思ってしまうんですよ、議案を見れば。

今まで私、ずっと調べていったら、もうずっと前に出された、国では出されたものなのに、なぜ今ごろになってこういう条例の制定するのかなというふうに考えたときに、私は、何か目的があるんじゃないかなというふうに、ちょっと勘ぐってしまったという部分があるんですよ。だから、そこがあるのかなというのを明確に答えていただきたい。

それは、やはり町長が考えて、町長はいろんなアイデアを持っていらっしゃるし、いろんなことをやっぱり考えておられると思うんです。そこで、やはりそういう人事が必要なんだというふうに、ひょっとしたら判断されたのかどうかということが、ちょっと気になっているんです。だからもう、いざ利用するときには利用できないということになるといけないからということで、先もつてつくったのかどうかということが、私、非常に気になったものだから、こういう質疑をしたんです。

これは、もうずっと前にできた、上位法ではできているんですよ。だけど、なぜ高鍋町で今ごろになってこれをつくるのかなって、ちょっと私気になって、随分。だから、何でやろうかって、今度の予算にも上がっちゃらんし、来年度の予算から上げるのかなという

ふうに、ちょっと非常に心配した部分があったもんだから、確認だけしておかなければならないなど。来年になって初めて、ああ、このことが目的だったのかというふうにわかるんじゃないかと、今私は知りたいと思っているところがあるもんですから、どういう人を雇いたいと思ってこの条例制定を提案をされたのか、私はそこをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。先ほどお答えしましたとおり、やっぱり少子高齢化が進展し、非常に厳しい、町におきましては財政状況というのも今後考えられますし、そういった意味では、やっぱり先ほど例を出しましたように、そういった専門的な職員、あるいは識見を有する人の採用が、やっぱりどこかのタイミングでは出る可能性もあるということが一つ。

もう一点は、また78条の中で一つ議案が出ておりますが、こちらのほうで整備を行う、今回の地公法の改正がありまして、ここで一部改正が必要となることがありまして、今回の提案となったことでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....  
午前11時06分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第77号高鍋町附属機関設置条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議長におわびしたいんですけど、今度のは条例制定があり、条例の問題とかってというのはかなり難しい問題で、やはりそれを端的に、簡潔明瞭に言うということはできませんので、大変申しわけないんですけど、長くなるかもしれませんが、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総括でございますので。

○11番（中村 末子君） はい。確かに地方自治法138条の4、第3項において、附属機関の設置を認めてはいるものの、このように諮問機関を多く設置することによる事務の合理化は図れていくのかお伺いします。

また、そのことによって議論をして、本当に有意義な意見が出されるのか、私は疑問で

ありますが、どうでしょうか。そのような成果を期待しての条例制定となるのかお伺いします。

私は以前、環境問題における諮問委員会に1回だけの参加でしたが、その前2回は参加していなかったため、会議録をとりましたが、数多くして議論なしというのが率直な感想でした。ある一定の認識がなければ、一方的な内容となり、執行部からの提案どおりということにもなりかねませんが、どうでしょうか。

また、いろんな計画策定をしても、そのことが高鍋町の予算上見てどうなのかという判断は、最終的には議会がします。予算を把握されていない住民提案がふえれば、議会のあり方もしくは必要性が薄れてくるとも限りませんが、議会との整合性についてはどのようにお考えでしょうか。

もう一つは、議会議員は定数削減になり、常任委員会も3から2へと減少、私が議員になった当初と比較したら、3委員会も減少しました。

しかし、その一方で、町長の諮問機関ともいべきものを条例化するという点になると、確かに町民参加という点ではいいのかもしれませんが、議会が形骸化するおそれの方が一方では出てくると考えますが、そのことについてはどうでしょうか。

また、委員会を開催する日数がたった3回などということは、ゆゆしき事態だと考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。本条例につきましても、臨時職員の任用根拠を明確にするために制定するものでございます。本案別表に定めております委員会等の委員につきましても、現在、規則、要綱で定められておまして、既に運用を行っている機関でございますが、今回の法改正に伴いまして、条例で明確に附属機関として定義をし、特別職非常勤職員として任用するものでございます。

もう一点につきましてですが、附属期間につきましては、町長が行政を……、失礼しました。

もう少し詳しく説明を申し上げますと、議員が言われた地方自治法第138条の4、第3項においての規定って言われたように、本来であれば、きちりとこういった各種審議会等については条例で定めなければならないという形であったんですが、高鍋町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例というのがございます。この中の別表というのがありまして、この中でさまざまな各種選挙管理委員会等を含めた特別職の委員等が規定をされております。その中に……。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） その中に、審査会、審議会、調査会等の委員及び構成委員とかという形で記載をされておるところであります。こうした委員の中には、そうした、本来こちらの条例で規定をしなければならなかった委員たちが、先ほど言いましたように、要綱であったり規則であったりで運用をしておった事例等もありまして、今回、法律の改正に伴って、そこらをきっちりと別表で定めるものでございます。

もう一点が、附属機関は町長が行政を執行するに当たり、幅広く住民からの意見を反映するため諮問するものが主であります。諮問を受けて町長が方向を決定し、町議会にお示しをするものであり、それぞれの役割は分担されておりまして、それぞれの重要なものであると認識しております。

現在、委員のなり手不足等の課題にも苦慮しておりますが、今後も委員の方々から意見が出やすく、充実した議論が行われるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） まさしく今課長が答弁されたように、まず委員のなり手がいない、そして、専門的な知識を有する状況がない。それはなぜかって私は、いつも疑問に思うんです。確かに議員のなり手もないと、なかなか全国的には言われておりますけれども、そういうことから考えたときに、やはり3回とか4回とか5回とかいう形での諮問委員会というのは、非常に厳しい町民の率直な意見というのを出していくのに、非常に厳しいのではないかなというふうに思うんです。諮問機関というのは、町長が別に定めれば、別に言えばいいわけですから、何回かやはり勉強会を行った後に、しっかりと諮問委員会としての任が果たせるような状況というのをつくっていただきたいなと思うんですけど、それについてはどのような案を持っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。ただいま中村議員が言われたように、具体的な委員会が活性化するような案というのはございませんが、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの委員会の中で、いろんな各種委員会が行われておりますので、その中で活発な議論等が行われるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。1点だけちょっとお伺いします。この41ある機関名なんです。この中には4つも5つもそういう機関にダブって参加している人たちはいないのかどうか。もしダブっているとすれば、もう少しこういう機関を精選して、機関名を変えて、そういうふうな条例を設定することはできないのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。



先ほど2番議員が言いましたように、同じ人がどの委員会にも顔出していて、何の発言もしていないということになっている、これはもうゆゆしき問題だと思うんです。やはり住民の意見を聞くという立場は、すごく大事だと思うんです。

しかし、それと同時に必要なことは、住民の皆さんの中にも、高鍋町の将来を、どう自分たちがつくり上げていくんだという根本的な考え方、そういう学習をしていなければ、非常に明確な議論というのはいけないと思うんです。

だから、そこをしっかりと、附属機関を設置するならするで、それに向けたやはりきちんとした住民への学習機関をもっと充実する必要があるんじゃないかなと思うんですが、そのことについてはどうお考えになっていらっしゃるのか、これは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。いろいろ御指摘ありがとうございます。先ほど例でありましたように、何年前かわかりませんが、行政事務連絡員、審議員だったかと思いますが、総合計画のときに、行政事務連絡員。審議員のときは、無駄な経費をなくしようということで、行政事務連絡員というのは、なくしたほうがいいのではないかなというように、案を出したんです。ただ、実際には行政事務連絡員というのは、公民館活動の中にしっかり入り込んでいて、理屈的なものと実際の運営上ではうまく適合しないということで、それはできないというようなことであつたかと記憶しています。

今、私がなぜそういうことを言うかということ、例に出されたように、それは諮問機関とか制度を設けていても、提案はしても時間がかかることですから、その辺のところを精査する上でも諮問機関があつたり、議論したということを重ねていくことが重要であろうというふうに考えています、という答えでよろしいでしょうか。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これは1点だけです、今まで議論してきましたので。この条例が制定されることによって、働き方はどのように変わっていくのか、そこだけ1点だけお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。この条例の制定につきましては、会計年度任用職員への名称変更等を一括で整備するものでございます。議案第74号でも申し上げましたが、同一労働・同一賃金という考え方のもと、正規職員との権衡が図られ、給与や勤務条件が向上する一方で、それに見合う職責が求められるものというふうに認識をしているも

のであります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第79号高鍋町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。1点だけです。任期の範囲内ということは、どのようなこととなるのか、また、なぜ3年以内と定めてあったものを範囲を取り払うのか、その理由を明確にさせていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。この条例改正につきましては、会計年度任用職員  
の任期は1年以内でございますので、休職の期間を定める条項につきまして、正規職員に  
おきましては3年以内とあるものを、会計年度任用職員におきましては任期の範囲内と読  
みかえるものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第80号高鍋町消防団条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 1点だけ、免職と懲戒免職の違いは何かお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。免職には、職員の能力的なものにより処分される  
分限免職と、職員の法令違反等に対して罰則的なもので処分される懲戒免職がございま  
すので、用語をより明確化するものでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第81号高鍋町印鑑条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 16条を削除するという事だったんですけども、ここで、  
「意志能力を有しない者」としておりますけれども、成年被後見人との違いは何なのかお  
伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方々を保護し、支援する制度として成年後見制度がございます。本人や親族などが家庭裁判所に後見人選任の申請を行い、選ばれた後見人は、法定代理人として財産の管理、法律行為を代理で行うなど、本人の保護・支援などを行います。この保護・支援を受ける方を成年被後見人といいます。

これまで、成年被後見人は、印鑑の登録ができませんでしたが、今回の改正により一律にその登録資格を排除することなく、意志能力を有する者については印鑑登録を受け付けるということになります。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番。今のところで1点だけ、意志能力を有しない者のその判断基準を教えてください。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。法定代理人が同行し、成年被後見人本人が印鑑登録を申請した場合には、意志能力を有する者という取り扱いをすることになります。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第82号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと1点だけです。どういうふうに読み解くのか、ちょっと私もわかりませんが、全体的に町長の権限が大きくなるということなのか、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。今回の条例改正は、地域型保育事業に設置されるべき連携施設が緩和されることや、食事の搬入施設に保育所などが調理業務を委託している事業者が追加されるということなどでございまして、町長の権限が大きくなるというものではございません。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第83号高鍋町水道事業給水条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。専門職大学とは、専門学校を含むという理解でいいの

かどうか、また、有資格者でも、実際の現場を経験しないと、あらゆることに対応できないと考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。まず、専門職大学についてでございますが、専門学校とは異なりまして、ことしの4月から学校教育法の大学制度の中に位置づけられまして、専門職業人の養成を目的として新たに設けられております。また、専門職大学の前期課程を修了した者につきましては、短期大学相当の学位が与えられるということになります。

今年度新設されました専門職大学は、ファッション系の大学とリハビリテーション系の大学の4校しかございません。また、来年度新設予定の学校も、4校となっております。

次に、現場の経験等についてでございますが、布設工事の監督員の資格の要件につきましては、土木系の大卒者につきましては、経験年数が3年以上、土木科相当の短期大学卒業者は5年以上、土木科相当の高校卒業者は7年以上、その他は10年以上というふうに規定がなされております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、説明で大体わかったんですけども、いろんな専門職に関しては、研修に参加すれば資格を与えられますよというところがいっぱいあると思うんです。そのことについてのかかわり合い方というのはどうなるんでしょうか、そこだけちょっと聞かせてください。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。水道技術管理者につきましては、福岡等に研修に行きまして、2カ月程度の研修を受けて、それで資格を得られるというふうになっております。

布設工事につきましては、先ほど申しました卒業後の経験年数によってしか実施することができません。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第84号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 5項目ぐらいあります、済いません。

事業費確定に伴う返還金が生じておりますけれども、計算式は難しいのか、また、予測はできなかったのかお伺いします。

農林水産業費における概要をお示し願いたいと思います。特に、アフリカ豚コレラ対策として、どのような対策事業であるのか、その効果はどういうふうに思われているのかお

伺います。

企業立地補助が出されておりますが、具体的にはどのくらいの投資金額で、どの企業への補助なのか。

地方債補正がありますが、ため池、農業基盤整備について国の補助はあるのか、また、ため池についてはどのような改善策が現在示されているのか。

めいりん温泉の鉱山管理、源泉設備機器の保守点検については、債務負担行為として引き続き行いますが、その理由と法関係を明確にしていきたいと思っております。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。事業費の確定に伴いまして、返還金を計上しているところがございますが、平成30年度において見込み額といたしまして、国、県から受け入れた負担金や補助金から実績額を差し引いて返還すべきものとなったというものでございます。

計算式につきましては、補正予算を御審議いただきます特別委員会の説明資料に記載をすることとしております。

また、予測はできなかつたのかという御質疑なんですけれども、前年度の実績額や現状を踏まえながら、可能な限り見込み額を算定をしているところなんですけれども、完全に一致するような金額設定は難しいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。農業政策課関係部分についてお答えいたします。

まず、農林水産業費の補正概要について説明させていただきます。

初めに農業振興費ですけれども、こちらのほうには野菜価格安定対策事業負担金14万9,000円を計上しております。これは、次回の価格差補給金を交付するための町の交付準備金というのがあるんですけれども、そちらのほうに不足が生じたことにより補正するものでございます。

次に、高品質茶生産技術確率支援事業補助金179万9,000円につきましては、茶生産農家に対しまして、クワシロカイガラムシの防除に必要な薬剤購入費等の一部を助成する事業でございます。

次に、甘味資源作物生産性向上支援事業補助金1,573万6,000円は、カンショ生産農家の農業機械導入を支援するものでございます。

畜産業費には、アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業費補助金といたしまして509万8,000円を計上させていただきました。こちらのほうなんですけれども、国は、養豚農家に対しまして、豚コレラの感染要因とされる野生イノシシの農場への侵入を防止するための防護策などの設置にかかる費用の2分の1を助成する事業を創設したところでありまして、これを受けて宮崎県のほうも、上乘せ補助、補助率3分の1なんですけれども、を行うこととなっております。

宮崎県は、立地的にもアフリカ豚コレラの発生リスクが高い場所でありまして、養豚農家にとって、この防疫にかかる負担は、肉体的にも精神的にも大きなものとなっていることから、県内の関係市町でも、極力農家負担が生じないよう支援するべきだという機運が高まりまして、そういった防護策等の設置費用の6分の1を上乗せ補助する方向で意思統一がなされたところでございます。

本町では、5件の生産者が対象となっているところでございます。

続いて、農地費の修繕料48万円は、農業用排水路の修繕を行うための経費でございます。

工事請負費2,650万円は、中尾地区の農道整備に係るもので、児湯農林振興局管轄内の地区間での事業費流用による追加割り当てによる補正でございます。

県営事業負担金562万5,000円は、県営ため池事業の蛸の口地区、桧谷上地区に係る負担金でございます。

こちら、児湯農林振興局管轄内の事業費の地区間流用によりまして、本地区事業の予算が増加したことに伴う県営事業負担金の増額補正でございます。

次に、農村施設費の県営防災ダム事業負担金は480万円の減額でございます。これは、今年度の交付額が確定したことに伴いまして、町負担金を減額補正するものでございます。

交流施設費の修繕料698万8,000円は、めいりんの湯の施設の修繕に係る経費でございます。施設の老朽化に伴う修繕の追加補正でございます。

次に、農政企画費でございます。農業次世代人材投資事業費を67万6,000円補正しております。

謝礼1万4,000円は、新規交付対象者への訪問サポートを行う農業委員等への謝礼でございます。

交付金66万2,000円は、4月に国の要綱改正が行われまして、この次世代人材投資事業の対象年齢が、45歳未満から50歳未満までに引き上げられたことに伴って生じた不足分の補正でございます。

次に、人・農地問題解決推進事業費5万円ですけれども、こちらは県の補助金の内示額に合わせて調整補正を行うものでございます。

最後に林業費ですが、保安林枯れ松伐倒駆除委託41万5,000円は、県の特別伐倒駆除命令に基づき、蚊口の保安林の中にある松くい虫によって枯れた松の伐倒駆除を行うものでございます。

続きまして、地方債補正の部分で、ため池と農業基盤整備について国の補助はあるのか、ため池についてはどのような改善策が現在示されているのかという部分なんですけれども、現在、蛸の口地区と桧谷上地区で、県営事業として行っているため池の工事は、国の農村地域防災・減災事業、ため池整備事業を活用して行っております。事業負担割合は、国が50%、県が35%、町が15%となっております。

中尾地区のほうで進めております農業基盤整備のほうは、町が主体で行う団体営事業と

いうもので行っておりまして、国の補助金の農業競争力強化農地整備事業の中の農業基盤整備促進事業を活用しております。補助率は、50%となっております。

また、現在の県営事業で行っておりますため池工事、蛸の口地区と桧谷上地区については、堤体については、遮水シート工法にて行い、堤体のり面部分はブロックマットを設置しております。全体的には、約50センチかさ上げを行います。取水部、洪水吐部につきましては、コンクリートにて構造物を設置いたします。今年度は、両ため池とも重機等が進入するための仮設道路工事を行う予定となっております。

ため池の防災対策に関する国のほうの動きなんですけれども、ことし7月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行されました。所有者による届け出制度と適正管理義務の明文化、特定農業用ため池の指定制度、防災工事について施行命令及び代執行制度等が行えるようになりました。

現在、高鍋町では、8カ所のため池が防災重点ため池に指定されております。このうち、蛸の口、桧谷、上中下の4カ所のハザードマップにつきましては、既に作成が終わっております。

今後、県が今現在行っておりますため池の浸水区域図を参考に、残っている4カ所のため池のハザードマップ作成や、現在使用していないため池の対応について、また県のほうと協議していくこととしております。

最後に、めいりん温泉の鉱山管理及び源泉設備関係なんですけれども、本町には、もともと広い範囲で株式会社伊勢化学によりまして鉱業権が設定されておまして、現在の温泉を開発する際に、伊勢化学の同意を得て温泉の井戸の掘削を行っております。

その後、平成15年に伊勢化学工業から鉱業権の譲渡を受けまして、本町が鉱業法及び鉱山管理法に基づいて、井戸がある源泉設備を高鍋鉱山と位置づけまして管理を行っております。

この鉱業権を手放しますと、温泉施設は温泉法に基づき運営されることとなります。温泉法では、井戸からくみ上げる温泉水は、井戸の所有者に所有権があるんですけれども、鉱業法では鉱業権者が温泉水の所有権を有することとなりまして、仮に鉱業権を手放した後、第三者が新たにまた鉱業権を設定した状況におきまして、新たに井戸を掘削する必要が生じたときには、その鉱業権者との協議が必要となってまいります。

このような理由から、温泉施設譲渡後も、安定した温泉経営を継続していくために、鉱山源泉設備については町のほうで管理を行っていく必要があると判断したところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。地域政策課分のお尋ねについて、お答えをさせていただきます。

お尋ねの企業立地補助が出されておりますが、具体的にはどのくらいの投資金額で、ど

の企業への補助なのかというお尋ねでございます。

こちらにつきまして、企業立地補助金の交付先でございますけれども、株式会社餃子の馬渡様でございます。交付額算定の基礎となる設備投資額につきましては、2,597万6,959円でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第85号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。歳入の2号分の県の繰り入れがありますけれども、これはどのような内容なのでしょうか。

資格マスタ整備基金があるが、どのような内容なのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。まず、2号繰入金につきましては、県が地域の実情、災害、収納率、医療費適正化対策等がございますが、に応じまして、県内市町村の意見を踏まえ検討し、交付する特別交付金の名称のことでございます。

今回の資格マスタ整備負担金に充てるため、全額県のほうから交付されるものでございます。

次に、資格マスタ整備負担金につきましては、将来、市町村が事務処理標準システムというものを導入した際に対応できるよう、国保連合会にあるシステムを改修することとなっております。その改修にかかる費用を県内市町村の被保険者数で案分された負担金をそれぞれ負担をしていくというものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第86号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 歳入の広域連合返還金についての内容及び疾病の変化などはどうなっているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、広域連合返還金につきましては、平成30年度医療給付費市町村負担金の確定に

伴います広域連合からの返還金となります。

また、疾病の状況に大きな変化はありません。循環器系、筋・骨格系の疾病が上位を占めているところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第87号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第88号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第70号から議案第83号、議案第85号から議案第88号までの18件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号から議案第83号、議案第85号から議案第88号までの18件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第84号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

議員の皆様は、第3会議室にお集まり願います。

午前11時43分休憩

.....

午前11時46分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

先ほどの一般会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

一般会計予算審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同じく副委員長に中村末子議員がそれぞれ互選されました。

---

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日は散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時46分散会

---